

平成27年1月22日

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成27年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成27年10月～ 法に基づく諸制度に関するチラシ等を作成し、対象職員に配布

目標2：所定外労働を削減するため、月1回ノー残業デーを設置し実施する。

<対策>

- 平成27年 4月～ 管理職会議及び各事業所職員会議で周知徹底
- 平成27年 4月～ ノー残業デーの実施
管理職会議、メール及び文書回覧による各事業所職員への周知（毎月）